

かわさき新産業創造センター利用許可等審査要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、かわさき新産業創造センター条例（以下「条例」という。）第7条に規定する利用許可、第9条第2項及び第9条第3項に規定する利用期間延長の許可（以下「利用許可等」という。）を行うにあたり、各申請者の事業の成長発展性その他について審査等を行うために、かわさき新産業創造センター利用許可等審査委員会（以下「委員会」という。）の設置及び審査等について、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号の者をもって構成する。

- (1) 経済労働局イノベーション推進部長
 - (2) 経済労働局産業政策部長
 - (3) 経済労働局経営支援部長
 - (4) 経済労働局産業政策部企画課長
 - (5) 経済労働局経営支援部経営支援課長
 - (6) 経済労働局イノベーション推進部グリーンイノベーション担当課長
- 2 委員長は、経済労働局イノベーション推進部長とする。
- 3 副委員長は、経済労働局産業政策部長とし、委員長の補佐をするとともに、委員長に事故あるときは、これを代理する。

(委員会)

第3条 委員会は、委員長が主宰する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席又は書面により、その意見又は説明を求めることができる。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、委員会開催の必要に応じ、委員長が適宜開催するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席を要する。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の議決は、原則として委員の合議により行うものとし、委員長がやむを得ないと認める場合は書面により行うことができる。

(審査等)

第5条 審査にあたっては、条例第7条第2項第1号に規定する資格（利用期間延長の許可に当たっては、同号イ及びウ中「5年」とあるのは「5年に利用許可済期間を加えた年数」と読み替える。）を確認のうえ、申請者の計画事業を同項第2号及び第3号により総合的に行うものとする。

- 2 審査にあたっては、条例第7条第3項に基づき、学識経験を有する者に対する意見聴取を行い、その内容を参考にすることができるものとする。

(審査の基準)

第6条 審査のための基準は別に定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、経済労働局イノベーション推進部創業・ベンチャー産業創出担当に置く。

(委任)

第8条 要綱の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年8月16日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。